

経団連に対し、同一労働同一賃金を実現するため 派遣先の配慮の周知を協力依頼

同一労働同一賃金の施行日4月1日施行を前に、日本生産技能労務協会と日本人材派遣協会は、連名で日本経済団体連合会に対し、「改正労働者派遣法（同一労働同一賃金関係）の円滑な施行についてのご協力依頼」という要請文書を提出しました（別添を参照してください）。

この要望書では、改正派遣法第26条第11項の「派遣先の派遣料金についての配慮義務」についても触れ、改正法の周知徹底の協力をお願いしています。



【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL:(03)6721-5361 FAX:(03)6721-5362